

第371回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和元年10月25日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 山川光照委員

2 番 吉田とも委員

3 番 江口勘四郎委員

4 番 後藤敏秀委員

5 番 渡邊智春委員

6 番 大澤健一委員

7 番 井上隆市委員

8 番 原田広幸委員

9 番 富田憲一委員

10 番 山口久志委員

11 番 木村正委員

12 番 木村辰也委員

13 番 上妻一実委員

14 番 長沼健司委員

15 番 高橋源四郎委員

16 番 花谷和男委員

推進委員 5人

平吹正見推進委員、秋葉博司推進委員、佐藤源一推進委員、稲毛博推進委員
鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第406回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第407回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 議 第4号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程7 議 第5号 非農地判断について

日程8 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程9 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程10 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程11 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程12 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、10月17日に告示になりました、第371回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長から報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和元年10月17日、上山市農業委員会告示第14号により、令和元年10月25日、第371回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和元年10月18日付農委第123号をもって、第371回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第371回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が5人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、5番、渡邊智春委員、12番、木村辰也委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長から提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。5件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業であります。川口地内の畑12筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。10番、山口久志委員。

山口委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。〇〇さんは父親を亡くし、おじいさんと農業をやっていましたが、亡くなり、畑は雑草が繁茂している状況でした。〇〇さんは、隣でさくらんぼをつくっていらしたので、求めた畑では、さくらんぼ、すももを耕作する予定です。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2から5については関連がありますので、一括して事務局長から提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2から5について、譲渡人は〇〇氏、会社員、〇〇氏、会社員、〇〇氏、無職、〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業兼自営業であります。皆沢及び三上地内の畑10筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号2から5について、現地調査の結果を報告します。10月22日、原田委員といっしょに3番の〇〇さん、5番の〇〇さんの娘の〇〇さんと現場で話をしました。2番については、自宅で〇〇さんのお母さんと、4番については勤めで自宅にいないので、お姉さんから了解をもらいました。皆沢の土地は作付はなっていないが、草刈り等で保全しており、ほかは何を植えるか考慮中でぶどう栽培等を検討しています。〇〇さんは、〇〇を経営して毎日出勤しており、その周辺の農地であるため農業もすぐできる環境にありますので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権移転の整理番号2から5については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第406回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長から説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第406回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。阿弥陀地地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の

詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。なお、本件につきましては、先月開かれた第370回総会において、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転の議案としてご審議いただきましたが、申請人から許可書交付前に申請の取下げをしたいとの申し出があったため取下げとし、本申請に至りました。これに伴い、第370回総会、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転の議案からは削除しますので、本日お配りしております議案書へ差替えをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第406回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第407回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。整理番号1から4については関連がありますので、一括して事務局長から説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第407回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。5件の申請がございました。整理番号1から4について、農地中間管理機構の貸借で、借り人は全て〇〇に事務所を有する〇〇であります。田7筆について賃借権を設定するものです。利用目的は水稻が1件、こけが2件、西洋梨が1件となっております。土地の所在や所有者、契約年数等については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第407回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1から4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号5について事務局長から提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。牧野地内の田3筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第407回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたしますので、別冊の議案書をご覧ください。なお、位置図も併せてご覧ください。今回は2案件について意見を求められております。案件1については、山形新幹線利用者及び中山地域への携帯電話の通信品質を向上するため、無線基地局設備を設置するもので、案件2については、〇〇を営む〇〇会社の駐車場を拡大するものであり、それぞれ農用地からの除外はやむを得ないとするものです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。

議長 日程7、議第5号、非農地判断について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、非農地判断について説明いたしますので、別冊の議案書「非農地判断について」をご覧願います。農地パトロールを実施し、地区毎に現地調査をした結果を、9月の全員協議会で協議いただいておりますが、そのうち非農地と判断した農地について議案としたものであります。土地の所在、登記地目、台帳の現況、面積、所有者氏名、土地の状況、農地利用状況調査における判断をそれぞれ示してあります。番号1から20まで(9番は欠番)は、竜沢地区の農地で、19筆、5,472㎡です。番号21から93までは、大門字トノウシ、番号94から148までは大門字東向の農地で、大門地区あわせて128筆、68,819.91㎡です。番号149から305までは、古屋敷地区の農地で157筆、40,907.69㎡です。番号306から445までは、泥部地区の農地で、140筆、39,726㎡です。番号446から510まで

は、永野字大洞の農地で、65 筆、10,377.82 m²です。番号 511 から 522 までは、蔵王字カタカリの農地で、12 筆、5,085 m²です。すべて合わせて 521 筆、170,388.42 m²です。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。非農地判断についての番号 1 から 522 について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり非農地と判断することに決しました。

議長 日程 8、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。整理番号 1 から 4 については関連がありますので、一括して事務局長から説明いたします。事務局長。

事務局長 報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。なお、8 ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。5 件の届出がございました。整理番号 1 から 4 について、譲受人は〇〇に事務所を有する〇〇、譲渡人は、〇〇氏、会社員、〇〇氏、無職、〇〇氏、無職、〇〇氏、農業です。金谷地内の畑 25 筆について、倉庫建設のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号 5 について、事務局長から報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 5 について、譲受人は〇〇氏、会社員、譲渡人は、〇〇氏、会社員、です。北町二丁目地内の畑 2 筆について、一般住宅建設のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長から報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 9 ページをお開きください。3 件の届出がございました。整理番号 1 について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。小穴地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について、事務局長から説明いたします。

事務局長 整理番号2について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農地法第3条の所有権移転に伴い、三上地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について、事務局長から説明いたします。

事務局長 整理番号3について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。上生居地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長から報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。8件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1、5及び8については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

原田委員 権利を取得した日が平成5年となっているが、何か特別な事情があったのか。

事務局 権利の取得は、相続によるもので、相続の届け出が遅くなっていたものです。

議長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長から報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど報告いたしました農地法第5条の届出に伴い、金谷地内の畑3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１２、報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長から報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第５号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。１件の申請がございました。整理番号１について、申請人は〇〇氏であります。矢来四丁目地内の田１筆について申請があったものです。昭和５４年１月３１日付けで転用届出を提出し、以後、宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後２時７分)

議事録署名委員

議事録署名委員